

石狩市協働事業提案制度

～ 平成20年度 事業募集案内 ～



1. 制度の目的

- この制度は、市との協働によるまちづくりの活動を、市民が提案し、実現する機会をつくろうとするものです。

2. 具体的な協働の手法

協働事業の実施手法は、次のいずれか又はその組み合わせを基本とします。

- ① 事業協力 提案者が行う事業に、市が講師派遣、会場提供、広告宣伝などの側面協力をするもの。
- ② 共 催 提案者と市がともに事業主体となり、企画から実施まで、それぞれの役割と責任を分担して行うもの。(提案者と市役所が実行委員会を作る場合も含む。)
- ③ 補 助 提案者が行う事業に対し、市が財政的に支援するもの。(原材料支給などの現物支援も含む。)
- ④ 委 託 市が実施責任を持つ事業について、コスト、効率、効果などを高めるため、その一部の実施を提案者に委ねるもの。

3. 募集する協働事業

次の分野において、提案者が、石狩市内において市と連携・協力しながら企画・実施する事業を募集します。

(※ 掲載されていないテーマを提案したい方は、「協働推進・市民の声を聴く課」にご相談ください。)

テーマ名	※ 想定される事業イメージ
道路・公園の環境美化	道路・公園の草刈や清掃などの環境美化活動
予防医療・健康推進	メタボ対策・健康増進事業（講習・講座含む）の自主開催など
高齢者福祉	高齢者などが気軽に集い、交流できる「みんなのサロン」の開設など
市民活動の推進	公益的サービスを提供する担い手（コミュニティビジネス・ボランティア等）の育成事業など
地産地消の推進	地場農水産物の域内販売サービスなど
規格外農産物の活用	規格外農産物を使用した食品加工品・飲食メニューの開発など
森林の育成保全	森林整備事業
体験・交流型観光の振興	農水産資源などを活用した観光プログラムの実践

※ ただし、次に掲げるものは除外します。

- ① 既に提案者が実施しており、市との協働による新たな効果が見込めないもの。
- ② 政治活動・宗教活動に係るもの

4. 提案者の要件

● 次の全てを満たしている団体（個人は応募できません）

- ① 石狩市内に事務所があり、又は活動している企業又は団体。
 - ・ 石狩市外に事務所があっても、石狩市内で活動する団体は、応募できます。
 - ・ 法人格の有無は問いません。町内会やボランティアグループなども応募できます。
- ② 組織の運営に関する規則等を備えていること
- ③ 市と協働して事業を遂行できると認められること
- ④ 予算・決算を的確に行っていること（公費の支出が伴わない協働手法の場合は除く）

5. 募集期間・提案方法

● 公募説明会

平成 20 年 8 月 11 日（月） 18：00 石狩市役所 4 階 401 会議室

● 募集期間

平成 20 年 8 月 25 日（月）～ 9 月 19 日（金）

●提出書類(様式は、市 HP からダウンロードできます。)

- ① 協働事業提案書 (様式第 1 号)
- ② 協働事業収支計画書 (公費負担を求めるものに限る。)

※ 添付書類 (様式任意)

- ・団体の定款、規約、会則等
- ・団体の活動内容、決算状況がわかる書類
(※ 新設団体については、その団体の概要・活動方針などがわかるもの。)

●提出部数

2 部 (提出された書類は返却できません。控えは事前にお持ちください。)

●提出先(郵送・Eメール又は持参)

石狩市企画経済部「協働推進・市民の声を聴く課」(市役所 1 階)

〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

TEL (0133) 72 - 3153 FAX (0133) 72 - 3199

E-mail kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

6. 審査・決定・事業実施

●事業検討(平成 20 年 9 月～10 月)

「協働推進・市民の声を聴く課」と提案事業の所管課は、提案者から事業計画の内容をお聞きし、下記審の審査基準に照らして実施の可能性について検討します。なお、この段階で事業目標の設定を行うとともに、事業内容の修正を相談させていただく場合もあります。

※ ヒアリング日程の連絡は、個別に行います。

●市民参加手続(平成 20 年 11 月)

提案事業の検討結果を公表し、広く市民意見を募集します。

●最終審査(平成 20 年 12 月)

市役所関係部課長の会議が市民参加手続での意見を踏まえて再検討し、実施事業を決定します。(実施事業の数や予算に関する枠は設けていません。)

※ 最終選考結果は個別に通知します。

●審査基準

- ① 公共公益性 (市民や地域に幅広く貢献する。)
- ② 事業必要性 (地域課題や市民ニーズを反映している。)
- ③ 事業効果性 (協働で実施することにより事業効果が高まる。)
- ④ 実効性 (役割分担が明確で提案団体の実施が可能である。)
- ⑤ 協働波及性 (他の市民や地域への広がりが期待できる。)

●事業の実施(平成 21 年 4 月～)

実施が決定した事業は、提案者と市が協定書を締結したうえで必要な予算を措置し、平成 21 年度に実施します。ただし、必要な手続が整い、平成 20 年度中に実施できる場合は、速やかに実施するものとします。

●事業継続の考え方

実施事業は、実施年度の間で提案団体と市の意見交換を踏まえた評価を行い、その成果等を勘案したうえで次年度の取り扱いを決定します。また、事業の継続期間は最長 3 年とし、この期間を超えて実施するときは、3 年ごとに過去の成果を総括し、社会情勢なども勘案しながら総合的にその継続の是非を判断します。

(様式第1号)

協働事業提案書

平成 年 月 日

団体名		
所在地		
代表者	氏名	
	住所	
連絡 責任者	氏名	
	住所	
	電話・FAX	
	E-mail	

1. 提案事業の概要について

(1) 事業名称
(2) 事業目的
(3) 具体的な事業内容 (場所・対象・スケジュールなど具体的に)

2 提案事業の役割分担について

(1) 協働手法
①事業協力 ②共催 ③補助 ④委託 ⑤その他()
(1) 提案する協働事業における各主体の役割
①貴団体の役割
②石狩市の役割
※ 市役所に費用の負担を求める場合は、別紙「収支計画書」を提出してください。
③その他の主体の役割

3 その他

(2) 提案事業に関連するこれまでの活動実績

(別紙)

協働事業収支計画書

提案事業見積金額 _____ 円

(収入)

区 分	金 額 (円)	積算根拠 (数量・単価等)
合 計		

(支出)

区 分	金 額 (円)	積算根拠 (数量・単価等)
合 計		

(様式第2号)

協働事業自主評価調書

協働事業名		
記載者	団体名	
	氏名	
事業の実施状況 (計画書・協定書に則して実施できたか?)		
目標達成度 (求める成果はどの程度得られたか?)		
波及効果 (地域への波及効果はあるか?)		
事業課題 (課題としてあげるべきことは何か?)		
協働パートナーの評価	相互理解と目的の共有	
	実務能力	
	協働の姿勢	
	今後の期待	
自由意見		

※ 本評価書は、提案団体及び市がそれぞれ作成するものとする。